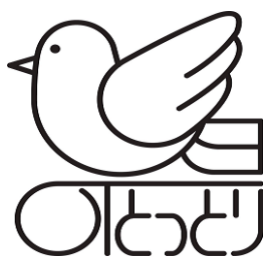


鳥取県作業療法士会ニュース



No. 90 2016年2月22日発行

発行責任者：松本

編集責任者：勝部

発行所：鳥取県作業療法士会広報部

鳥取市鹿野町今市242 鹿野温泉病院

巻頭言

『ルールの再確認』

博愛病院 廣江

“ルール”について時々考える。

“ルール (rule)”とは訳すると“規則”“規程”という意味である。ルールを守ることによって秩序とかそういったものを保つことができるのだと思う。

随分前に行ったライブ—ライブを楽しむことは私の大切な作業である—のMCでボーカルが「ここにはルールなんかない！だけどマナーは守ろう！」と観客に向かって叫んだ。フロアにぎゅうぎゅう詰めになっている観客は、一斉に「ワー！！」と歓声を上げた。ちなみに“マナー (manner)”とは、態度や礼儀といった意味だ。何しろ狭い所に人がぎゅうぎゅうに入っているのだから、体調が悪くなる人も出てくる。そんな人が近くにいたら助けてあげる、といったマナーが必要だと伝えたかったようだ。ただ、“規則はないから自由に楽しめばいい”と。当時の私はこのボーカルはなんかうまいこと言うなあと思ひ、その後もなんとなく心に残っていた。

私たちが属するところ—社会・家庭・職場など多種多様—には必ずルールが存在する。暗黙の了解みたいなものもある。もちろん“作業療法のルール”もあるし、“鳥取県作業療法士会のルール”もある。ルールを守らないと困る人が出てくるし、守る必要がないものはそもそもルールとして認識されない。

作業療法とは何か？作業療法士は何をすべきか？という疑問あるいは悩みは、作業療法士なら誰しも一度や二度は持ったことがあると思う。“作業療法”という言葉インターネットで検索し、出てきた結果を見て「あーそうだ。自分のすべきことはこういうことだ」と改めて思ったという経験をしたことがある人だっているはずだ。

近年の流れとしては、“生活行為向上マネジメント”が作業療法のルールを示してくれるもののひとつではないだろうかと思っている。作業療法士がこれを理解して臨床で使いこなすことができると、対象者は自分にとって大切な作業を通して元気になり、他職種には作業療法って必要だよなと思ってもらえるのではないだろうか。時としてルールは変わるが、作業療法士が“作業”を通して対象者の生活に関わるということは変わらないはずだ。

そういえば先述のバンドのライブには久しく行ってないが、私はこれからも「作業療法のルールとマナー」を忘れない作業療法士でありたいと思っている。

各部局からの連絡・報告事項

【理事より】

≪第3回 認知症研修会のご案内≫

現在、国をあげて地域支援・認知症施策が進められてきている中、人材育成は重要な課題になっています。そこで、当県士会においても認知症の方に対する専門的な人材育成を目的とした研修会を開催するにいたりました。

第1回は認知症を持つ人への作業療法、第2回では圏域ごとの認知症施策に基づく取り組みと課題について、そして、今年度最後となる第3回は『地域支援と多職種協働』をテーマに研修会を予定しています。

今後、地域包括ケアシステムの構築を含めた街づくり、認知症施策に主眼においた街づくりに、作業療法士として十分に貢献できるよう多くの会員の参加をお待ちしています。

第3回認知症研修会

日 時；3月27日(日)10：00～17：00

会 場；養和病院

内 容；多職種協働・マネジメント・リーダー養成研修

参加費；県士会員 500 円、他職種・他県士会員 1,000 円、非県士会員 5,000 円

10:00～12:00 講演Ⅰ『認知症の理解と地域支援～まぜこぜの世界をめざして～』

講師；九州保健福祉大学 小川 敬之 氏

13:00～15:00 講演Ⅱ『多職種協働におけるコミュニケーションのコツ～』

講師；吉備国際大学 京極 真 氏

15:00～17:00 講演Ⅲ『認知症の人への早期の支援』

講師；エスポアール出雲クリニック 高橋 幸男 氏

申込先；認知症対策委員 米子病院 菊本 E-mail:ot@yonago-hospital.or.jp

Eメールにて①氏名、②所属施設と電話番号、③OT協会番号（会員のみ）、

④会員は会費納入の有無

申込期限；3月11日（金）

※主催鳥取県作業療法士会 認知症対策委員会

※本研修会は鳥取県地域医療介護総合確保基金事業の助成金を受けて開催しています



【生活行為向上マネジメント委員会】

- MTDLP 研修（基礎・実践者・指導者）が教育部生涯教育制度に位置づけられることが承認されました。平成 28 年度からの運用になります。

MTDLP 研修制度	生涯教育制度
MTDLP 基礎研修	現職者選択研修 MTDLP 必修研修 + 4 領域から 1 領域以上選択
MTDLP 実践者研修 「事例検討会における事例発表」	現職者共通研修「10. 事例報告」
MTDLP 事例報告登録制度への登録	認定作業療法士取得要件「事例報告」

これに伴い、**次年度から各士会生涯教育制度運営担当者と MTDLP 推進委員との十分な協力体制が必要**になっていきます。

- 生活行為向上リハビリテーション算定要件条件の期限 H28.3 月末まで

生活行為向上リハビリテーション実施加算要件者となっている会員 OT（デイケア協会等 4 団体が実施している要件者研修を受講した会員 OT は除く）は、27 年度中に実践者研修を修了することが平成 28 年度以降も要件を維持するための条件になっております。実践者研修を修了していないと平成 28 年 4 月 1 日以降要件を失うこととなりますので、通所リハビリ事業所への周知をお願いします。

尚、上記要件を失った人が、平成 28 年 4 月 1 日以降、実践者研修（士会開催の事例検討会、または協会事例報告登録制度の MTDLP 事例報告）を履修した場合、要件を満たすこととなります。

条件を満たす日とは＝実践者研修修了日ですが、平成 28 年度以降は、基礎～実践者研修が「生活行為向上マネジメント研修」として 1 つになります。実践者研修を終えた段階で「生活行為向上マネジメント研修修了証」が発行されます。

- MTDLP 基礎研修について

H27 年度に限って MTDLP 基礎研修の補充研修の実施を認めてきましたが、平成 28 年度からは認められません。概論 90 分、演習 330 分に満たない会員は、H28 年度以降一からの受講となります。

- 鳥取県生活行為向上マネジメント委員会の方針

来年度も鳥取県地域医療介護総合確保基金の申請を行い事業を行っていく予定。

MTDLP の啓発を主目的に来年度中に

MTDLP 指導者を 10 名要請していく。

そのために、研修会を引き続き行っていく予定。

適宜、鳥取県 OT 会ホームページにて

掲示していきますので確認をお願いします。



【教育部】

士会裁量ポイントについて

教育部長 花倉

基礎研修ポイントの内、OT 協会ではなく各都道府県士会で発行できるポイントがありこれを「士会裁量（基礎研修）ポイント」といいます。

士会裁量ポイントは協会規定により「一人あたり年間最大2ポイント」と決められており各都道府県士会で付与方法を決めています。鳥取県士会では「士会裁量基礎研修ポイント規定」を決め、これに従ってポイントを決めています。（詳しくは県士会ホームページ→会員専用→部局・委員会から会員への周知事項→7. 士会裁量ポイント規定をご覧ください。）

この中で以下の3つのポイントを定めています。

1. 専門性向上努力ポイント

鳥取県士会のテーマ別勉強会への年3回以上の参加で得られます。

2. 士会活動貢献ポイント

県士会役員、部局員や士会代表の活動やで得られます

3. 地域活動貢献ポイント

広域行政管理組合や他団体からの派遣依頼にこたえることで得られます。

申請は毎年3月1日から3月14日までに部局長、教育部員、役員が行います。

発行は教育部長が他の項目の申請を含めて判断し各施設ごとにまとめて主に総会のときに配布しています。

各会員は受け取ったポイントシールを生涯教育受講記録に貼り、以下のように記録してもらいます。

2015年度分の場合：年月日欄『2016. 3. 31』、受講テーマ欄『2015 士会裁量ポイント』

【領域対策部からの連絡】

① 情報配信について

毎週情報が配信されています。診療報酬改定情報等、重要な情報が掲載されておりますので、随時ご確認下さい。

② 会員情報の確認について

領域対策部では OT 協会 制度対策部 保険対策委員会からの協力要請を受けて活動を行います。保険対策委員会は臨床の現状を把握し、診療報酬・介護報酬改定に向けた要望書等の資料作成を目的に、モニター調査を毎年行っております。

保険対策委員会によると、対象施設は OT 協会のデータベースに登録された施設属性により選定しておりますが、最近では会員が不在、または事業所自体が存在しないなどの理由で返送されることが増えているようです。この理由としては、職場が変わっても異動届けが提出されていない、職場の移転、また、登録時の属性選択の誤りなどが考えられます。

ご多忙とは存じますが、属性の違う施設の会員の不要な労力や誤回答、無回答などを防ぐため、また、厚生労働省との交渉に活用できる有効データの収集のために、誠に恐縮ですが、協会ホームページの会員システムにて会員情報の確認をお願いいたします。

【事務局より】（平成28年2月9日現在：会員数名445、施設数99）

1. 会員の異動

1) 勤務先変更

角道	鳥取医療センター	→	渡辺病院
福田	尾崎病院	→	鳥取福祉会鳥取南デイサービスセンター
	〒680-0873	鳥取市市場2丁目	☎:0857-53-6553 ㊚:0857-53-7291
郷原	信生病院	→	垣田病院
	〒682-0021	倉吉市上井302-1	☎:0858-26-5211 ㊚:0858-26-6724

2) 改姓

小谷	(清水病院)	→	谷澤
入江	(尾崎病院)	→	岩城

3) 自宅会員

濱田	(セラトピア)
----	---------

【財務部】

1. 年会費について

年会費の納入にご協力いただきありがとうございます。

2月7日現在、4名が未払いの状況です。年会費は5,000円となっておりますのでお間違えのないよう、未払いの会員様には早急にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

新入会員の皆様については、会員番号が確認できていない方はリストには記載されておられません。未払いの新入会員の皆様も早急にお振込みください。当士会への入会手続きがお済みでない方は入会手続き完了後にお振込みください。

未納者リストは2月7日現在のものです。それ以降にお振込みされた方についても協会番号が掲載されてしまいますことをご了承くださいますようお願いいたします。

年会費は郵便振込みでお支払いいただけます。詳細は下記の枠内をご参照下さい。

口座記号番号：01310-2-51220

加入者名：一般社団法人鳥取県作業療法士会

※通信欄に必ず『H27年度』『所属施設（自宅会員の場合は「自宅会員」）』『金額』『住所』『氏名』を記載してください。記入漏れがないようご注意ください。

※複数名分をまとめて振込む場合は必ず全員の氏名の記載をしてください。

H27年度年会費未納者（平成28年2月7日現在）

19383	41400	49103	50405
-------	-------	-------	-------

鳥取県立中央病院

○病院概要

高度急性期病院における急性期リハビリテーションを実施しています。脳血管疾患等リハビリテーション、心大血管疾患リハビリテーション、呼吸器疾患リハビリテーション、運動器リハビリテーション、がん患者リハビリテーションを行っています。鳥取県東部圏域の中心となって他病院と連携し、患者さんの社会復帰に向けてリハビリテーションを実施しています。

・総病床数

- ・一般病床 417 床（EC14 床、HCU16 床、NICU12 床、MFICU2 床）
- ・結核病床 10 床
- ・感染症病床 4 床
- 計 431 床

・リハビリスタッフ

理学療法士 16 名 作業療法士 5 名 言語聴覚士 5 名 看護師 1 名

・施設基準

- ・運動器リハビリテーション(I)
- ・脳血管リハビリテーション(I)
- ・心大血管リハビリテーション(I)
- ・呼吸器リハビリテーション(I)
- ・がん患者リハビリテーション



リハビリテーション室



心臓リハビリテーション

○当院のリハビリテーションの紹介

院内の幅広い診療科から依頼があり、術前・術後・発症直後より、ベッドサイドおよびリハビリテーション室にて急性期リハビリテーションを実施しています。患者さんの状態に応じて、PT・OT・STの各部門が連携し、チーム医療に取り組んでいます。また、回復期リハビリテーション病院など地域の医療機関との連携にも力を入れ、入院患者さんの1日も早い家庭復帰、社会復帰を目指しています。現在、365日リハビリテーションを実施しています。

・多職種とのカンファレンス

- ・脳神経内科カンファレンス
- ・各病棟カンファレンス
- ・緩和ケアカンファレンス など



脳神経内科病棟と毎週金曜日の朝 30 分程、新規患者さんについてカンファレンスを行っています。

急性期から患者さんの大切な作業の実現に向けて取り組んでいます。



ゴルフ
やろうかあ！！

五段の腕前を披露☆真剣勝負！



○新病院設立

☆平成 30 年秋頃、新病院設立予定☆

延べ床面積 50900 m²で現在の約 4 割増し！

病床数は現在の 431 床から 518 床へ増床！

がん治療では、緩和ケア病床を 10 床新設！

こうご期待！！



「日々想うこと」

皆生温泉病院 大木

「歌って踊れる作業療法士になりなさい。」そんな恩師の言葉を心に、作業療法士となり、早3年が経とうとしています。恩師の言葉はどのような意味であったのか、また、自分の目指す作業療法士像とは、どのようなものであるのか。日々自分自身に、また、セラピストとしての自問自答を繰り返しています。

現在、私は回復期病院で勤務しており、臨床での患者さんの関わりあいの中には、様々な声があります。「どうして、動かんかねえ。」麻痺側に対して、困った表情をしながら自分の拳をぶつける男性。「どうしたらいいかわからないの。家はどこ？何で今ここにいるの？」と、常に不安そうな女性。「この手が動くようになったら、仕事を再開しようと思って。待ってる人が沢山いるんだ。」と、笑顔で話す男性。年齢、疾患はもちろん、性格や生活背景、十人十色の患者様がいる中で、この人のことをよくしたい、もっとよりよい生活ができるためにはどのように作業療法を行っていくことが最善だろうか？本当にこの方が望んでいることができるのだろうか？と、この3年間、何度も問いかけを繰り返しました。時に落ち込み、相談をしながら、先輩セラピストや、何より患者様ご本人に助けられたことが何度もあります。「重要なのは、その人自身から、その人の言葉で声を聞くこと。」私が悩みに悩んだ際、先輩セラピストから言われたとても感銘を受けた言葉です。患者様のことを一番知っているのは患者様自身だと。であるとしたら、その声を、1つでも多く引き出したい、全て受け止められないとしても、どのセラピストよりもその人自身について知っておきたい。一番この患者様について知っているのは自分自身でありたい。そんな想いで日々、作業療法と向き合っています。

作業療法とはどのようなものか。一生のテーマのような気もしますが、作業療法士と関わったことで、笑顔になって過ごしてもらうことができれば、関わってきてよかった、と心から感じるすることができます。さらに、「あなたでよかった」という声が聞くことができれば、これほど嬉しいことはないと思います。今日も新たな声が聞きだせるように、患者様と会話を通して、とことん向き合っています。



編集後記

今年は暖冬ということでしたが、やはり季節らしい寒さが繰り返し感じられます。

皆さん、お体に気をつけて春を待ちましょう！

巻頭言、施設紹介、日々想うこと、原稿担当になった方、ありがとうございました。